平成２１年（フ）第１２４５４号
東京都渋谷区神宮前２丁目14番19号
破産者　株式会社ゼン・パブリッシャーズ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３１１号
東京都千代田区内神田１丁目５番４号
破産者　株式会社社会保険新報社
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５９２号
東京都昭島市田中町３丁目５―13―203、開始決定時の住所東京都江東区高橋５―１―903
破産者　中嶋　　廣
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３６号
東京都足立区皿沼２丁目19―11
破産者　山路　正石
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６３７号
東京都足立区皿沼２丁目19―11
破産者　山路　信子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８６９号
神奈川県横浜市泉区岡津町1588
破産者　内藤　　明
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３６８号
東京都千代田区神田美倉町10番地共同ビル
破産者　東京物産株式会社
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５７号
千葉県佐倉市宮ノ台４丁目６―７
破産者　田井　織絵
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５８号
千葉県佐倉市宮ノ台４丁目６―７
破産者　加耒　綾美
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５４６号
東京都世田谷区羽根木２丁目８―６―104
破産者　篠原　忠男
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７８６号
沖縄県那覇市西２丁目23―26―503、開始決定時の住所東京都多摩市唐木田１丁目53―２―304
破産者　本部　　享
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７８７号
沖縄県那覇市西２丁目23―26―503
破産者　本部　洋子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７２３号
茨城県水戸市平須町1828―1047―302、開始決定時の住所茨城県水戸市平須町1829―12
破産者　小松　　潤
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７８３号
東京都目黒区上目黒５丁目26番23号
破産者　有限会社ラッシュエンタテインメント
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２７２号
東京都江戸川区江戸川１丁目33―７　カサディ江戸川ＮＯ２―２、開始決定時の住所千葉県松戸市高塚新田391―５―302
破産者　小椋　伸一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０７号
愛媛県伊予郡砥部町宮内455―５―Ⅱ106
破産者　清水　祐子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９２０号
東京都渋谷区神宮前２―29―１―503、開始決定時の住所東京都渋谷区神宮前２―31―20―402
破産者　渡辺　加奈
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５３５号
神奈川県茅ヶ崎市共恵２丁目５―54―301
破産者　野村昌浩・野村柱煥・野村商店こと　崔　　柱煥
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８４５号
東京都北区滝野川１丁目66―７―904
破産者　橋本　一美
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４００１号
東京都練馬区高松４丁目27―３―218
破産者　中川　美紀（旧姓武藤）
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１５２号
東京都目黒区上目黒３丁目１番５号
破産者　株式会社森松プランニングオフィス
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部